

一般社団法人 奈良県建築士事務所協会 定款(案)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人奈良県建築士事務所協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を奈良市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）第27条の2に基づく団体として、建築士事務所の業務の適正な運営の確保とその業務の進歩・改善を図るとともに、設計等を委託する建築主の利益の保護を図り、もって社会的地位の向上と建築文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建築士事務所の業務に関し、契約の内容の適正化、その他設計等を委託する建築主の利益の保護を図るため必要な建築士事務所の開設者に対する指導・勧告その他の業務のうち一般社団法人日本建築士事務所協会連合会（以下「日事連」という。）の正会員として行う業務
- (2) 建築士事務所の業務に対する設計等を委託する建築主等からの苦情の処理業務のうち日事連の正会員として行う業務
- (3) 建築士事務所の開設者等に対する研修等の実施
- (4) 建築士事務所の業務の適正な運営指導
- (5) 建築士事務所の進歩・改善に関する調査研究
- (6) 建築技術並びに建築基準法、建築士法及び関係法令の調査研究
- (7) 官公庁及び建築関係団体との連絡協調
- (8) 建築士事務所の登録申請等の受付事務
- (9) 会誌その他の印刷物の刊行
- (10) 会員相互の親睦互助及び福利厚生に関する事業
- (11) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 建築士法により奈良県知事の登録を受け建築士事務所を開設する個人又は法人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同する個人又は法人

(3) 協力会員 本会の目的に賛同し、正会員と業務上協力関係にある団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(正会員の資格の取得)

第 6 条 本会の正会員になろうとする者は、入会申込書に総会で別に定める入会金を添えて会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第 7 条 会員は、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

2 会員は、その年度の会費を、事業年度のはじめに納入しなければならない。ただし、事情によって年 2 回に分割して納入することができる。

(任意退会)

第 8 条 会員が退会するときは、書面でその旨を会長に届け出なければならない。

(資格停止)

第 8 条の 2 会員が会費を 6 カ月以上納入しないときは理事会の議決によりその資格を停止することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 会費を 1 年以上納入しないとき
- (2) 理事会で定める倫理規程等に悖る行為等により、本会の名誉を毀損し、又は秩序を乱したとき
- (3) 定款、規則違反及び会員としての義務不履行、会の事業執行を妨害したとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 会員を除名しようとするときは、その会員に対し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 1 項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(懲戒)

第 10 条 前条の除名のほか理事会で定める懲戒規定に該当したときは、理事会の議決を経てこれを懲戒することができる。

2 懲戒は次の 3 種とする。

- (1) 退会勧告
- (2) 6 ヶ月以内の会員資格停止

(3) 戒告

(会員資格の喪失)

第 11 条 前 4 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は建築士事務所等を廃止したとき。

(会費等の不返還)

第 12 条 退会し、又は除名された会員が、既に納入した会費、入会金等はこれを返還しない。

第 4 章 役員

(役員を設置)

第 13 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
 - (2) 副会長 5 名以内
 - (3) 理事（会長、副会長及び専務理事を含む。）20 名以上 30 名以内
 - (4) 監事 2 名又は 3 名
- 2 前項の他、専務理事を 1 名置くことができる。
- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって、一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 14 条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員（法人にあつてはその代表者又は代表者が指名する者、以下同じ）のうちから選任する。

ただし、監事のうち 1 名は、理事会の議決を経て、会員外の者を総会において選任することができる。

- 2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 15 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、会務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。この場合において副会長が 2 人以上あるときは、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長、副会長を補佐し、この法人の会務を処理する。
- 5 会長は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第16条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、再任されることができる。

5 理事又は監事は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第18条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第19条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(名誉会長、顧問及び相談役)

第20条 本会に、名誉会長、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

2 名誉会長、顧問及び相談役は、理事会の推せんにより、会長が委嘱する。

3 名誉会長は、会務の重要事項について、顧問は、会務運営の基本方針について及び相談役は、業務の執行について、会長の諮問に応ずる。

4 名誉会長、顧問及び相談役の任期は、役員任期に準ずる。

(責任の免除)

第21条 本会は、一般法人法第111条第1項の損害賠償責任について、役員等が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、一般法人法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(外部役員の実任限定契約)

第22条 本会は、一般法人法第111条第1項の規定により、外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の実任限定契約を締結することができる。

なお、責任の限度額は、一般法人法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

第5章 事務局

(事務局)

第23条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。

3 職員の任免は、会長が行う。ただし、事務局長の任免については、理事会の同意を得なければならない。

第6章 総会

(構成)

第24条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(種別)

第25条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(権限)

第26条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任及び解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第27条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後2箇月以内に1回開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示し

て請求があったときは1ヵ月以内に開催する。

(招集)

第28条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するには、正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面をもって開会の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第29条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選任する。この場合において議長が選出されるまでの仮議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第30条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第31条 総会は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第32条 総会の決議は、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第13条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第33条 正会員又は理事は、やむを得ない理由のため会議に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員又は理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定に基づき書面表決又は表決の委任をした者は、前2条の規定の適用については、会議に出

席した者とみなす。

(議事録)

第34条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員又は理事の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数又は理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事の中からその総会において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

第7章 理事会

(構成)

第35条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は、この定款に規定するもののほか、総会に付議すべき事項その他本会の運営に関する事項について議決する。

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長又は副会長がこれに当たる。

(定足数)

第39条 理事会は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(決議の省略)

第41条 前条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第42条 理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は第15条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、理事会において出席した理事のうちから、議事録署名人に選任された2名が記名押印しなければならない。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第44条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第45条 資産は、会長が管理し、その管理の方法は理事会の定めるところによる。

(経費の支弁)

第46条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第47条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第48条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後2箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会において承認を得るものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 事業計画
- (7) 収支予算書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(事業年度)

第49条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第51条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の制限)

第52条 本会は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、本会と類似の目的を持つ公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する。

第 11 章 雑則

(その他)

第 55 条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、一般法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という)の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般法人法及び認定法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 45 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。